

アルゼンチン

商標法

1980年12月26日法律第22,362号

1981年2月1日施行

目次

第I部 商標

第1章 商標の所有権

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第2章 登録の方式要件及び手続

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第3章 権利の消滅

第23条

第24条

第25条

第26条

第II部 名称

第27条

第28条

第29条

第30条

第 III 部 違法行為

第 1 章 罰すべき行為及び当該訴訟

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 2 章 予防措置

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 IV 部 本法施行官庁

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 V 部 経過規定及び廃止規定

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第1部 商標

第1章 商標の所有権

第1条

商品及びサービスを識別する商標として、次に掲げるものを登録することができる。1又は2以上の語であって意味を有し又は有していないもの。図形。記章。組合せ文字。彫版。刻印。証印。肖像。帯模様。若干の色彩の結合であって商品又はその包装、包装物若しくは容器上のある箇所に使用するもの。文字及び数字の結合。文字及び数字であって独自の意匠を備えるもの。広告スローガン、浮彫りであって識別性を備えるもの。及びその他識別性を備える諸々の標識。

第2条

次のものは、商標として認めず、登録もしない。

- (a) 名称、語及び標識(signs)であって識別すべき商品又はサービスの不可欠の又は慣習的な表示を構成するもの。商品又はサービスの性質、機能、品質その他の属性を記述する。
- (b) 名称、語、広告標識及びスローガンであって登録出願前に普通に使用されていたもの
- (c) 商品に加えた形状
- (d) 商品の自然若しくは固有の色彩又は商品に使用した単一色

第3条

次のものは、登録することができない。

- (a) 同一の商品又はサービスを識別するため先に登録され又は先に出願された商標と同一の商標
- (b) 同一の商品又はサービスを識別するため先に登録され又は先に出願された商標と類似の商標
- (c) 国内又は外国の原産地名称。原産地名称とは、国、地方、場所又は土地の名称であって、そこを出所とする商品の品質及び特徴が専らその地の環境に由来するところの当該商品を表示するのに役立つものをいう。特定の商品を指示するためある地域に言及する名称も原産地名称と認める。
- (d) 識別すべき商品又はサービスの性質、固有の属性、長所、品質、製造方法、目的、原産地、価格その他の特徴について誤認を生じさせる虞のある商標
- (e) 公序良俗に反する語、図形その他の標識
- (f) 国、地方自治体、宗教団体及び保健団体の使用し又は使用しようとする文字、語、名称、顕著な標識、象徴
- (g) 外国及びアルゼンチン政府の承認した国際機関により使用される文字、語、名称又は顕著な標識
- (h) 人の名称、雅号又は肖像であってその者又は第4親等を含むその相続人の同意を得ないもの
- (i) 商品を識別するための営業活動の名称であって名称及び法人名を含み、かつ、営業活動を記述するもの。もっとも識別性を備えるイニシャル、語その他の標識であって当該名称の

一部を構成するものは、商品又はサービスを識別するために登録することができる。

(j) 独自性を欠く広告スローガン

第4条

商標の所有権又はその排他的ライセンスは、商標の登録によって取得するものとする。出願人又は異議申立人は、商標の登録所有者となるため又は商標の登録若しくは使用に異議を申し立てる権利を行使するためには、正当な利害関係を有することを必須とする。

第5条

登録商標の存続期間は、10年とし、その登録商標が存続期間満了前5年以内に、商品の販売、サービスの提供において又は営業活動の名称の一部として使用される限り、10年ずつ無期限に更新することができる。

第6条

登録商標の譲渡は、国立産業財産機関(the National Board of Industrial Property)に登録したときは、第三者に対抗することができる。

第7条

事業体の譲渡又は売却は、これに反する規定がある場合を除くほか、当該商標の譲渡又は売却を含むものとする。

第8条

商標権における優先権は、出願の日時に従い与えられるものとする。ただし、アルゼンチン共和国の批准した国際条約の定を害することはない。

第9条

2人以上の者により共同で商標を登録することができる。この登録所有者は、その商標についてライセンスを許諾し譲渡し及び存続期間を更新する上で共に行動するものとする。その各人は、ある商標の登録に異議を申し立て、その商標の保護につき本法に規定の訴訟を提起し、及びその商標の使用をすることができる。ただし、これに反する規定があるときは、この限りでない。

第2章 登録の方式要件及び手続

第10条

商標登録を出願する者は、登録を求める分類毎に出願しなければならない。その出願には、出願人の名称、住所及び共和国首都における特定の住所、商標の説明、及びそれが識別しようとする商品又はサービスの表示を含まなければならない。

第11条

第10条にいう特定の住所であって外国居住者により設定されるものは、裁判管轄権の確立、

及び、当該商標の無効、損害賠償又は失効についての訴訟の通知、並びに、その他登録手続に関連して実行すべき一切の通知をする上で、有効なものとする。

ただし、無効、損害賠償又は失効についての訴訟に関しては、裁判所は、被告の実際の住所を勘案して答弁書の提出及び異議申立の期間の延長を認容するものとする。

第 12 条

登録出願について方式要件の遵守を認定したときは、施行当局は、出願を出願人の費用で商標公報に 1 日間公告する。

当該公告から 30 日以内に、国立産業財産機関は、出願商標に先行する商標の有無を調査し、出願商標の登録性について所見を述べる。

第 13 条

商標登録に対する異議は、第 12 条に規定の公告から 30 暦日以内に国立産業財産機関に申し立てなければならない。

第 14 条

商標登録に対する異議は、異議申立人の名称及び異議の理由を記載した書面により申し立てなければならない。異議の理由は、裁判所手続における訴状(the Bill of Complaint)に応答するときは、これを拡張することができる。当該異議申立書には、連邦首都内の特定の住所を設定しなければならず、この住所は、出願人の提起する訴訟の通知のため援用するものとする。

第 15 条

出願人は、提起された異議申立及び出願に対する拒絶について通知を受けるものとする。

第 16 条

第 15 条に規定の通知から 1 年が経過する場合において次の各号に該当するときは、出願は、放棄されたものとみなす。

(a) 出願人及び異議申立人が行政上の処分を可能にする合意に至らず、かつ、出願人が当該期間内に訴訟を提起しないとき

(b) 出願人の提起した訴訟が失効したとき

第 17 条

異議の無効を求める訴訟は、国立産業財産機関に提起しなければならない。訴状の受理から 10 日以内に同機関は、関係文書及び異議標章に関する行政手続の調書の写と共に、連邦首都の民事商事連邦裁判所に訴状を送付する。

当該訴訟には通常の訴訟法を適用する。

第 18 条

事件を担当する裁判官は、異議を無効にするための訴訟の結果を、関連目的のために国立産業財産機関に通知する。

第 19 条

異議申立がなされた場合は，出願人及び異議申立人は，訴訟手続をとらないことを合意により選択し，第 16 条にいう 1 年の期間内に，その旨を国立産業財産機関に届け出ることができ，この場合に双方当事者が審理を受け，かつ，適切な証拠が提出された後に決定が下され，当該決定は不服申立不能なものとする。これに必要な手続は規則で定める。

第 20 条

登録の更新を求めるときは，第 10 条に規定の手続に従わなければならない，更に，当該商標を少くとも 1 個の分類について第 5 条にいう期間内に使用していたか否か又は商号として使用したか否かの宣誓供述書を提出し，併せて関係する商品，サービス又は営業活動を表示しなければならない。

登録又は更新を許可する決定があるときは，各証書を出願人に交付する。

第 21 条

登録拒絶の決定は，民事商事連邦裁判所に上訴することができる。この訴訟には通常の訴訟法を適用する。上訴者は当該拒絶決定の送達から 30 就業日以内に国立産業財産機関に訴状を提出しなければならない。同機関は，第 17 条の規定により行動するものとする。

訴訟を所定の期間内に提起しないときは，出願は，放棄されたものとみなす。

第 22 条

商標登録又は手続係属中の出願に関するファイルは，公開する。利害関係人は，自己の手数料で確定処分があったファイルの全部又は一部の写を請求することができる。

第 3 章 権利の消滅

第 23 条

商標権は，次の各場合に該当するときは，消滅する。

- (a) 登録所有者による放棄
- (b) 登録の不更新による存続期間の満了
- (c) 登録の無効又は失効を宣言する判決

第 24 条

登録商標は次の各場合に該当するときは，無効とする。

- (a) 本法の規定に違反するとき
- (b) 当事者が登録出願の際に当該商標が第三者に属していることを知っていたとき又は知っているべき立場にあったとき
- (c) 登録商標の売却目的で商標登録にかかわる常習者が当該商標の売却目的でこれを登録したとき

第 25 条

無効の訴訟を提起する権利は，10 年で時効により消滅する。

第 26 条

当該訴訟を提起する日前 5 年間アルゼンチンにおいて使用されなかった商標は、請求があれば、失効を宣言される。ただし、不可抗力により使用しなかったときは、この限りでない。ある分類に包含される商品の販売又はサービスの提供については使用されていない登録商標であっても、他の分類に包含される商品の販売又はサービスの提供につき使用されるとき又は営業活動の名称の一部を構成するときは、効力を失うことはない。

第 11 部 名称

第 27 条

利益を得る目的の有無を問わず，営業活動を表示する名称又は標識は，本法適用上の所有権を構成する。

第 28 条

名称の所有権は，使用により，かつ，それが使用される営業に関連してのみ取得することができる。もっとも同一営業において既に存在する名称と混同を起こすものであってはならない。

第 29 条

正当な利害関係人は，名称の使用に異議を申し立てることができる。

当該異議の訴を提起する権利は，第三者が当該名称の公然かつ明白な使用を開始した時又は原告がその使用を知った時から 1 年で時効により消滅する。

第 30 条

名称の所有権は，その名称により表示される営業活動が廃止されるときは，消滅するものとする。

第 III 部 違法行為

第 1 章 罰すべき行為及び当該訴訟

第 31 条

次の各号に該当する者は、3 月以上 2 年以下の禁固及び 100 万アルゼンチン・ペソ以上 1 億 5 千万アルゼンチン・ペソ以下の罰金を併科する。

- (a) 登録商標又は名称を偽造する又は不正に模倣する者
- (b) 偽造若しくは不正に模倣された登録商標若しくは名称を使用する者、又は第三者に属する登録商標若しくは名称を無断使用する者
- (c) 偽造若しくは不正に模倣された登録商標若しくは名称を売却申出又は売却する者、又は第三者に属する登録商標若しくは名称を無断で売却申出又は売却する者
- (d) 偽造又は不正に模倣された登録商標を付した商品又はサービスを販売申出、販売又は販売活動に供する者

行政府は、中央統計国勢調査局が公表する一般卸売物価指数に示される偏差に応じ所定の罰金額を毎年調整するものとする。

第 32 条

刑事訴訟は、公開するものとし、刑法典第 1 巻の総則は、本法に適合する限り適用する。

第 33 条

刑事事件連邦裁判所は、刑事手続において処理すべき事件を審理する権限を有する。民事商事連邦裁判所は、通常の訴訟法に従い処理すべき事件を審理する権限を有する。

第 34 条

原告は、どの訴訟手続を選択したとしても、次の事項を求めることができる。

- (a) 侵害商標を付した商品その他の物件を差し押さえて売却すべきこと
- (b) 侵害商標及び名称が除去不可能であるときは、その商標及び名称並びにこれを付した一切の物件を廃棄すべきこと

裁判官は、犯則者が有罪の宣告を受け又は敗訴したときは、当事者の請求により、犯則者の費用で判決の公告を命じることができる。

第 35 条

商標又は商号の使用の中止を求めるため提起した民事訴訟において原告は、被告が当該使用を中止しない場合の保証を立てることを求めることができる。裁判官は、当事者双方の主張の様子から当該立保証額を設定し又は反対保証を立てることを求めることもできる。

当該保証が立てられない場合は、原告は、求められたときは、十分な保証を立てることにより、当該商標又は商号の使用の停止及び侵害物件の差押を求めることができる。

第 36 条

民事請求権は、侵害行為から 3 年又は商標所有者が侵害の事実を知った日から 1 年後に時効

により消滅する。

第 37 条

第 31 条に規定の罰金及び第 34 条に規定の売却から生じた金銭は，一般歳入に計上するものとする。

第 2 章 予防措置

第 38 条

登録商標の所有者であって第 31 条に規定の侵害商標を付した物件の存在を知覚した者は，担当裁判官に対して，次の各号の事項を求めることができる。

- (a) 当該物件の差押
- (b) 当該物件の目録及び詳細を作成すること
- (c) 侵害物件のうちの 1 個を押収すること

当該措置を取るべきことを職権をもって命じる裁判官の権限を害することなく，裁判官は，原告が不正に差押を求めたとした場合に原告が責任を以て応答する力を欠くと認めるときは，原告に対して十分な保証を立てるべきことを命じることができる。

第 39 条

侵害物件を所持する者は，次の事項に関する証拠及び情報を提出しなければならない。

- (a) 送り状又は売渡証を呈示し，かつ，当該人に当該物件を販売した者又は当該人のため当該物件を入手した者の名称及び宛先，並びにこれらの行為の行われた日付
- (b) 送り状又は売渡証を呈示し，かつ，製造又は販売に係る単位数及びその価格
- (c) 当該人が侵害物件を販売又は引き渡した者を認識することができる事項

前段の一切の事項は，第 38 条に規定の措置を遂行する際に作成すべき調書に記録する。

本条にいう情報を提供しないとき又は侵害物件の営業上の証明書として役立つ文書が欠落しているときは，当該物件を所持する者が偽造行為又は不正な模倣行為に関与したとの推定を生じる。当該情報は，利害関係人の申立又は裁判官の要請により，法廷において拡張し又は補完することができ，裁判官は，利害関係人に対して一定の期間内その趣旨の要請をすることができる。

第 40 条

登録商標の所有者は，類似又は違法に使用された商標について，何らの罪も犯されなかったとしても，第 38 条に規定の予防措置を求めることができる。差押に続く 15 就業日以内に相応する訴訟を提起しなかったときは，当該差押は差押物件の所有者の請求によって取り消すことができる。

第 41 条

広告スローガンから構成される登録商標の所有者は，第 38 条に規定の措置を侵害スローガンを付した物件についてのみ適用するよう申し立てることができる。

第 IV 部 本法施行官庁

第 42 条

本法の施行権限を有する官庁は、経済省産業開発局の管轄下にある国立産業財産機関とし、同機関は、商標の付与につき決定する。

第 43 条

国立産業財産機関は、提出の順序に従い登録出願及び更新請求を記録する。このため同機関は、産業開発局が公印を付した頁付け帳簿を備える。この帳簿に、出願日時、出願番号、出願商標、出願人の名称及び宛先、並びに保護すべき商品又はサービスを記入する。

第 44 条

登録証は、商標付与決定書の認証謄本に商標見本を添付したものから成り、国立産業財産機関の商標局長の署名を付すものとする。

第 45 条

商標の登録、更新、再分類、移転、放棄、拒絶、自発的取消又は裁判所命令による権利消滅、及び登録者の名称の変更は、国立産業財産機関で公告する。

第 46 条

国立産業財産機関は、ファイル又はその真正の写を保存する。ファイルの原本は、その写を作成し保存するときに限り、廃棄することができる。

第 47 条

国立産業財産機関のとり措置は、規則で定める額の手数料納付を条件とする。その額は、第 31 条で規定する罰金の例によって現状に適合するよう調整するものとする。

第 V 部 経過規定及び廃止規定

第 48 条

本法の施行日前に登録された商標であってその存続期間が当該施行日から 6 月後に満了するものは、規則で定める分類によりその更新時に、又は当該所有者の請求によりその更新前に、再分類するものとする。

第 49 条

本法は、官報による公告に続く 30 日目に施行する。

第 50 条

本法に基づく規則は、本法の公布日後 60 日以内に発効する。

第 51 条

法律第 3975 号、第 17,400 号、命令第 12,025/57 号第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条、盾形紋章及び旗章に関する 1915 年 11 月 3 日命令、並びに命令第 126,065/38 号、命令第 21,533/39 号及び命令第 25,812/45 号は、ここに廃止する。

第 52 条

本法の条文は、国立登録機関に通達、公開、伝達し、公文書とする。